

■神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（改定素案）のパブリックコメントに係る「県の考え方」

資料2

■期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）

<内容区分> ア 第1章 計画の策定にあたって イ 第2章 目標及び施策の方向 ウ 第3章 歯科保健医療サービス提供のための環境整備に係る施策の方向		<反映区分> A 計画案に反映するもの B 計画案には反映しないが、既に取り組んでいるもの C 今後の施策運営の参考とするもの		D 反映できないもの E その他（感想・質問等、A～Dに該当しないもの）	
---	--	--	--	---	--

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
1	イ	学校現場でのフッ素を使用するむし歯予防については、安全性・有効性・必要性の視点から疑問があります。 他県では、洗口液の希釈間違えなどの事故が起きており、児童生徒の体への影響が心配されます。フッ素洗口のあと子どもが30分間うがいや水分摂取ができないことも夏場の熱中症予防に不安があります。 学校は、教育の場であり薬品を使った予防は望ましくないと考えています。学校の保健室でも、消毒薬や湿布薬など、児童生徒の傷病対応への薬品類の使用はほぼなくなっています。 フッ素洗口については、安全性・有効性・必要性および副作用について保護者に説明をした後、同意を取った上で医療機関の指導の下で行うものと考えます。 フッ素を使用した虫歯予防ではなく、食生活（砂糖）のコントロールや歯みがき習慣の定着、上手な歯みがきの仕方を指導することで、むし歯や歯周病の予防を目指していきたいと考えます。 （※県注釈：本意見は、14件の類似意見を要約して記載しております）	C	フッ化物洗口の安全性及びむし歯予防への有効性は国内外の多くの研究により示されており、WHOをはじめとする多くの機関がフッ化物洗口を推奨しています。 小学生では、むし歯は近視等と並んで有病率の高い疾患のため、むし歯予防をより一層推進していく必要があります。 引き続き、こどもの頃から、正しい歯みがき方法など、望ましい歯科保健行動を生活習慣として身につけてもらえるよう取り組むとともに、むし歯予防の効果が高いフッ化物洗口について、科学的な知見に基づく情報を分かりやすく伝えるなど、普及啓発に取り組んでまいります。
2	オ	健口かながわ5か条+3は、とても良い目標だと思いますが、冊子を読んではじめて知りました。 口腔の健康づくりが未病改善につながるということ。食生活改善推進団体として伝えられることは、食事バランスの大切さと共に、おいしく食べるにはお口の健康も大切であるということだと思いました。	E	関係団体の皆様とも協力して、県民自らが取り組むお口の健康を保つための行動目標である「健口かながわ5か条+3」の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。
3	イ	かかりつけ歯科医を持つ、定期的な歯科検診を欠かさないといった「県民の行動」を支えるために市町村が実施する成人歯科検診は有効だと思うが、「検診の受診率向上に取り組む」という施策の方向性が見受けられないが、計画に記載すべきではないか。 また、市町村の取り組みを県が支援することも明記すべきと考える。	A	ご指摘を踏まえて、42ページに定期的な歯科検診の受診に係る記載を施策の方向性に記載しました。

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
4	イ	口腔内の健康を保つことは生涯の健康につながる大事なことと思います。施策の中にフッ化物推進とありますが、薬で何とかするという発想は大変危険であり、100%安全な薬はないので使用は避けてほしいです。12歳のむし歯有病者率は県よりも低く良い状態となっています。歯が生え始めてからの親の認識により、乳幼児のむし歯の状態が変わってきます。ぜひとも、離乳時期から歯と口腔の健康を保つため、食生活や正しい歯みがきの方法等が生活の中で習慣づけられるような、家庭へアプローチの方法を推進していただきたいと思います。	C	フッ化物洗口の安全性及びむし歯予防への有効性は国内外の多くの研究により示されており、WHOをはじめとする多くの機関がフッ化物洗口を推奨しています。 小学生では、むし歯は近視等と並んで有病率の高い疾患のため、むし歯予防をより一層推進していく必要があります。 引き続き、こどもの頃から、正しい歯みがき方法など、望ましい歯科保健行動を生活習慣として身につけてもらえるよう取り組むとともに、むし歯予防の効果が高いフッ化物洗口について、科学的な知見に基づく情報を分かりやすく伝えるなど、普及啓発に取り組んでまいります。
5	ア	P3 2行目「歯科口腔保健パーパス」について 国のように注釈をつけていただくと啓発がしやすいのではないかと考えます。 例) ①「歯科口腔保健パーパス（社会的な存在意義・目的・意図）」 ②P72以降の用語解説に掲載する 等	A	いただいたご意見を踏まえ、国の記載に倣い、3ページに「歯科口腔保健パーパス（社会的な存在意義・目的・意図）」と記載しました。
6	イ	○P10～ 基本的な方針に対する目標及び施策の方向について ①目標値は全て令和17年度でしょうか。P6,7のように表の目標値の中に（R17）と表示していただくとわかりやすいと感じます。また、現状値が（R3）（R4参考）のように、「年度」と「年度参考」の違いについて注釈があるとわかりやすいと考えます。 ②P13の指標「60歳以上における未処置の根面むし歯を有する者の割合（年齢調整値）」は現状値が「－」となっていますが、比較値がないと減少の目標値が達成できたかどうか評価が困難に感じます。ベースライン値が7.2%であるとするとその表示を注釈付でしていただいた方が理解しやすいと考えます。	A	①6ページに記載する通り、目標値は全て令和14年度の数値として定めています。それが分かるように、目標値にそれぞれ目標年度を追記しました。 ②72ページに記載する通り、「60歳以上における未処置の根面むし歯を有する者の割合（年齢調整値）」については、県の現状値が把握していないため、「－」としています。ベースライン値は令和6年度県民歯科保健実態調査において把握する予定であり、その値より減少することを目標とすることが分かるように記載しています。
7	イ	P27 口腔機能について 高齢者のオーラルフレイル対応だけでなく、口腔機能発達不全症や低フォスファターゼ症などを含めた、母子保健での健診の推進していただきたい。口腔機能の発達不全は様々な全身への影響があるため、対策が必要である。	B	13ページに記載する通り、引き続き市町村の乳幼児歯科健診等で、従事する歯科専門職や保健師、栄養士等が情報提供及び情報共有に積極的に関わることができる体制を強化すること等より、推進してまいります。
8	イ	「施策の方向」の中に、各機関の役割が記載されていますが、オーラルフレイル健口推進員の役割は、「地域団体」の部分になるのでしょうか。推進員の役割について、わかりやすく記載してほしいです。	A	ご指摘を踏まえ、オーラルフレイル健口推進員の役割でもあることがわかるように「施策の方向」の該当部分に記載しました。

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
9	ア	p 3 (2) 歯及び口腔疾患対策 3行目の修正案 『歯周病有病者は依然として成人以降で高く、年齢が高くなるほど歯周病の有病者が増えています。歯周病になると歯ぐきが下がり、歯根が露出すると、歯根のむし歯になりやすので歯周病対策とともに高齢期のむし歯対策も重要です。近年、歯周病は、』	A	ご指摘を踏まえ、根面むし歯についても4ページに記載しました。
10	イ	p 11 (1) 歯及び口腔に関する健康格差の縮小における目標等 ○現状と課題 ○市町村別3歳児のむし歯有病率の状況 直近5年（平成29度から令和3年度）の平均値が掲載されているが、単年度で、3歳児の1人平均 d f 歯数（dft指数）の市町村別データをグラフ（数値も）で示して欲しい。より詳細にう蝕の状態がわかり、全国との比較がしやすくなる。	C	市町村別3歳児のむし歯の状況については、継続的に評価を行う必要があるため、進捗管理において、単年度の結果を経年的に評価してまいりたいと思います。
11	イ	p 11 ○12歳児でむし歯のない者の割合が90%以上の市町村【指標】 12歳児のDMF 歯数の市町村別データをグラフ（数値も）で示して欲しい。より詳細にう蝕の状態がわかり、全国との比較がしやすくなる。	C	12歳児におけるむし歯の状況については、継続的に評価を行う必要があるため、進捗管理において、単年度の結果を経年的に評価してまいりたいと思います。
12	イ	p 12○施策の方向 県 3つめの修正案 ・規則正しい生活習慣や食習慣等が維持しにくい家庭環境にあるこどもや障がい児者、要介護者のむし歯対策には、保健、医療、福祉等の関係者により早期からの連携支援体制を強化します。	B	障がい児者、要介護者については、特に状態に応じた対応が必要となるため、35ページの「(4) 障がい児者及び要介護者の歯及び口腔の健康づくりの推進における目標等」に記載しています。
13	イ	p 13<むし歯対策>への追加案 【解説】 フッ化物洗口は、乳幼児期から学齢期にわたり実施すると成人期になってもむし歯予防効果が持続することからむし歯対策には有効です。 ○目標及び指標 学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合	B	学齢期におけるフッ化物洗口に関する目標値については、「15歳未満でフッ化物応用の経験がある者の割合」を設定しております。

整理 番号	内容 区分	意見概要	反映 区分	県の考え方
14	イ	<p>p13○ロジックモデル 歯科医療機関等による歯科保健・医療体制の確保</p> <p>国のロジックモデルにも示されているので、以下の文言を追加してほしい。</p> <p>歯科疾患予防サービス・歯科医療の提供</p>	A	ご意見を踏まえ、6ページのロジックモデルに反映しました。
15	イ	<p>p17【課題】 (修正案) ○むし歯により歯に穴があいてしまうと健全な状態に戻りません。進行すると歯の喪失にもつながります。フッ化物応用はむし歯予防に効果があり、特に乳幼児期、学齢期のフッ化物洗口によるポピュレーションアプローチは、成人になってもむし歯予防効果が持続するため、普及啓発が必要です。また、かかりつけ歯科医における定期的な歯科検診や口腔管理と、必要な応じた早期の治療が必要です。</p>	B	48ページ(4)フッ化物応用等において、フッ化物洗口等のフッ化物応用を含めたむし歯対策の支援を行う旨記載しております。
16	イ	<p>p17○施策の方向 県 (修正案) ・養育者だけではむし歯対策が困難な家庭に対して、<u>県、市町村、学校、医療機関・医療関係者、事務所などが連携しフッ化物洗口等のむし歯対策の育児支援に取り組みます。</u></p> <p>(追加案) ・学校歯科検診のむし歯の診断基準のCoは、フッ化物応用等の適切な対応で健全な歯に戻ることができるので未病対策と一致します。また、フッ化物応用等でむし歯予防をすると歯の喪失が防止され、歯の本数はオーラルフレイルにも影響することから、未病改善の一助になることからフッ化物応用等のむし歯対策の普及啓発を行います。</p>	B	48ページ(4)フッ化物応用等において、フッ化物洗口等のフッ化物応用を含めたむし歯対策の支援を行う旨記載しております。

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
17	イ	<p>p17○施策の方向 市町村 (修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科検診等の結果を収集分析し、関係機関及び関係団体に情報提供するとともに、教育機関との連携を図り、地域の特性に合わせたフッ化物洗口等のむし歯対策を推進します。 ・ 歯科健康診査、歯科健康教育、歯科保健指導・個別相談等の事業を実施するとともに、現状を把握し、<u>フッ化物洗口等</u>むし歯対策に取り組みます。 <p>(追加案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育者だけではむし歯対策が困難な家庭に対して、県、学校、医療機関・医療関係者、事務所などが連携しフッ化物洗口等のむし歯対策の支援を行います。 	B	48ページ(4) 歯及び口腔疾患対策における目標等のむし歯対策において、フッ化物洗口等のフッ化物応用を含めたむし歯対策の支援を行う旨記載しております。
18	イ	<p>p18○施策の方向 歯科医師・歯科衛生士 (修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村・保育園・幼稚園・学校・職域等の歯科保健事業に協力し、歯科検診及び歯科保健指導、<u>フッ化物洗口等</u>むし歯対策を行います。 <p>(追加案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園・学校等でフッ化物洗口を実施する場合、歯科医師会等の歯科専門機関は、フッ化物洗口に関する情報提供をし、県、市町村、教育機関等に協力して取り組んでいきます。 ・ 養育者だけではむし歯対策が困難な家庭に対して、県、市町村、学校、医療機関・医療関係者、事務所などが連携しフッ化物洗口等のむし歯対策の支援を行います。 	A	ご指摘を踏まえ、19ページに歯科医師・歯科衛生士の役割として、歯科検診及び歯科保健指導を通じた、むし歯対策を行うことについて記載しました。
19	イ	<p>p18○施策の方向 教育・保育関係者 (修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園児・児童・生徒に対して、<u>フッ化物洗口等のむし歯対策</u>に努めるとともに歯みがきの習慣化の確立に向けた動機づけを行います。 ・ 養育者等に対して、<u>フッ化物応用等のむし歯対策</u>や定期的な歯科検診の必要性、また、健全な歯と口腔の健康づくりの育成について普及啓発を行います。 	B	48ページ(4) フッ化物応用等において、フッ化物洗口等のフッ化物応用を含めたむし歯対策の支援を行う旨記載しております。
20	イ	<p>p18○施策の方向 教育・保育関係者 (修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園児・児童・生徒に対して、<u>フッ化物応用(フッ化物洗口等)等</u>によるむし歯予防や食後の歯みがきの習慣化の確立に向けた取り組みをします。 	B	48ページ(4) フッ化物応用等において、フッ化物洗口等のフッ化物応用を含めたむし歯対策の支援を行う旨記載しております。

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
21	イ	<p>p 19<歯周病対策> (修正案)</p> <p>○ポイント 歯周病（歯肉炎や歯周炎）は、有病率が高く、成人期から高齢期に進行した歯周病が多くなり、歯を失う主な原因の一つです。糖尿病等の全身の病気、また早産や低出生体重児との関連もあり、セルフケアとプロフェッショナルケアによる歯周病対策や治療は大切です。</p> <p>【解説】 歯周病は糖尿病や心臓病等の全身の病気、妊産婦では早産や低出生体重児との関連があるので、全身の健康のためにも歯周病の対策や治療は大切です。</p> <p>P 23【課題】 ○歯周病は糖尿病や心臓病等の全身の病気、妊産婦では早産や低出生体重児との関連があるので、全身の健康のためにも歯周病の対策や治療は大切です。歯周病と糖尿等、</p>	C	<p>ご指摘の通り、歯周病は、糖尿病や心臓病の他、さまざま全身の病気との関連性が指摘されております。全身の健康のためにも歯周病の対策や治療が重要であることを踏まえ、歯周病対策を進めてまいります。</p>
22	イ	<p>p 19○ロジックモデル 歯科医療機関等による歯科保健・医療体制の確保</p> <p>国のロジックモデルにも示されているので、以下の文言を追加してほしい。</p> <p>歯科疾患予防サービス・歯科医療の提供</p>	A	<p>ご指摘を踏まえ、ロジックモデルに歯科保健・医療体制の確保について記載しました。</p>
23	イ	<p>p 23○施策と方向 (追加案)</p> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯周病対策のため、食後の歯ブラシを習慣化は必要であり、ライフコースアプローチの観点からも重要です。従って、給食等の後の歯みがきは生涯にわたり食後の歯みがきを習慣化できる大事な機会なので、普及啓発をして行きます。 <p>歯科医師・歯科衛生士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園・学校で、給食等の後の歯みがきを実施する場合、必要な情報を提供します。 <p>教育・保育関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対して、食後の歯ブラシを習慣化するために、給食等の後の歯ブラシの実施に努めます。 	A	<p>ライフコースアプローチとして、生涯を通じた歯周病対策の取組が重要あることや、効果的な口腔清掃等のセルフケアとプロフェッショナルケアの重要性を普及啓発することを記載しています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、効果的な口腔清掃には歯みがきが含まれることが分かるよう24ページに記載しました。</p>

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
24	イ	<p>p 27<歯の喪失防止> (修正案)</p> <p>【課題】</p> <p>○なんでも不自由なく食べるためには、自分の歯を20本以上保つことが必要と言われており、歯の本数はオーラルフレイルと認知症等に密接に関係していることから、歯の喪失を防ぐことは重要です。</p> <p>○施策の方向</p> <p>歯の本数はオーラルフレイルと認知症等に密接に関係し、多くの県民が80歳で20本の歯を保つことを目標とする「8020運動」を今後も推進し、歯の喪失の原因となるむし歯、歯周病対策に取り組めます。</p>	C	<p>歯がほとんどなく義歯（入れ歯）を使用していない人は、20本以上歯を有する人と比較して、認知症発症リスクが高くなるという報告がありますが、義歯（入れ歯）を使用する人は認知症の発症リスクに差がなかったという報告もあります。80歳で20本の歯を保つことを目標とする「8020運動」を推進し、むし歯対策、歯周病対策に取り組んでまいります。</p>
25	イ	<p>p 28○施策の方向 県 (修正案)</p> <p>・市町村や歯科関係者、その他の関係機関・団体と連携して、むし歯・歯周病の対策に取り組み、歯の喪失を防止し、オーラルフレイルを予防します。</p>	B	<p>本項目では<歯の喪失防止>を目標とした施策の方向を記載しております。オーラルフレイルについては、30ページ（3）口腔機能の獲得・維持・向上における目標等に記載しております。</p>
26	イ	<p>p 29（3）口腔機能の獲得・維持・向上における目標等</p> <p>○ロジックモデル アウトカム (追加案)</p> <p>口腔機能の獲得・維持・向上</p> <p>口腔機能の獲得</p> <p>・良く噛む習慣</p>	A	<p>こどもの頃から口腔機能の獲得のために「よく噛むこと」を習慣化することが重要です。ご指摘を踏まえ、6ページのロジックモデルのアウトカム「口腔機能の獲得・維持・向上」によく噛む習慣などの「良好な口腔機能の成長発育」が含まれていることが分かるように記載しました。</p>
27	イ	<p>p32【課題】 (修正案)</p> <p>○健口かながわ5か条+3が示すように、子どもの頃から口腔機能の獲得のために「噛ミング30」等の「よく噛むこと」を習慣化するとともに、生涯を通じた口腔機能の維持・向上を図るために「オーラルフレイル」について認知度を高め、「健口体操」や「噛ミング30」等のオーラルフレイル対策の定着が必要です。</p>	A	<p>ご指摘を踏まえ、「健口体操」や「噛ミング30」の定着についても33ページに記載しました。</p>
28	イ	<p>p32○施策の方向 県 (追加案)</p> <p>・健口かながわ5か条+3を心がけます。</p>	B	<p>健口かながわ5か条+3については、13ページの（1）歯及び口腔に関する健康格差の縮小における目標等などにおいて、県民の役割として記載しております。</p>
29	イ	<p>p32○施策の方向 歯科医師・歯科衛生士 (修正案)</p> <p>・県民からのオーラルフレイルに関する相談等に対応するなど、オーラルフレイルの基礎知識、対策、「オーラルフレイル改善プログラム」を用いた改善方法について普及啓発を行います。</p>	A	<p>ご指摘を踏まえ、34ページに歯科医師・歯科衛生士の役割として、本県で作成した「オーラルフレイル改善プログラム」についても記載いたします。</p>

整理 番号	内容 区分	意見概要	反映 区分	県の考え方
30	イ	<p>p 36 (4) 障がい児及び要介護者の歯及び口腔の健康づくりの推進における目標等 【課題】 (追加案)</p> <p>○障がい児者は自分で歯ぶらしなどのセルフコントロールが困難な場合があり、むし歯になるリスクが大きく、さらに歯の喪失のリスクが大きくなり、それにともない、オーラルフレイル、フレイルの悪化のリスクが大きくなります。</p>	B	<p>35ページに障がい児者や要介護者は、自身の口腔衛生管理が困難な場合もあることから、日常的な口腔ケアや定期的な歯科検診を受けることが重要である旨の記載を行っております。</p>
31	イ	<p>p 35 ○県立特別支援学校児童及び生徒のむし歯有病率の状況 平成23年から令和3年まで、各年で、3歳、5歳、12歳の1人平均DMF 歯数（もしくは歯蝕有病率）をグラフで示して欲しい。</p>	A	<p>ご指摘を踏まえ、県立特別支援学校児童及び生徒のむし歯有病率の状況のデータについてグラフ化し、37ページに反映しました。</p>
32	イ	<p>p 37 ○施策の方向 (追加案)</p> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のむし歯予防を推進するためフッ化物応用の普及啓発をして行きます。 <p>特に特別支援学校等の児童・生徒に対する集団的フッ化物洗口は効果的で、実施しようとする施設の支援をして行きます。</p> <p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のむし歯予防を推進するため県及び関係機関と連携しフッ化物応用の普及啓発をして行きます。 <p>歯科医師・歯科衛生士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者のむし歯予防の技術的な支援をして行きます。特に特別支援学校等の施設による集団的フッ化物洗口はむし歯予防に非常に効果的であり、成人なってもその予防効果が持続することから、特に障がい児者にとっては有益となるため、支援していきます。 <p>県民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者のむし歯予防のため、フッ化物応用を安全性と効果を理解し、活用して行きます。 	B	<p>県の役割として、障がい児者や要介護者の家族や介護者等に対し、フッ化物洗口を含めたむし歯対策等歯科疾患対策の情報提供や普及啓発を行う旨記載しています。</p>

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
33	イ	<p>p 37 ○施策の方向 (追加案) 県民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科医療地域連携室は26か所設置されていますが、歯科訪問診療に十分に対応できるよう支援して行きます。 ・国が国民皆歯科健診に取り組んでいることと在宅療養高齢者の口栄養摂取期間の延長や誤嚥性肺炎の発症予防の観点から在宅療養高齢者に対する訪問歯科検診の支援を行います。 	B	在宅歯科医療連携室の取組については、「4 歯科保健医療提供体制の充実(1) 全身疾患に係る歯科と医科との連携の推進」に記載しています。県としても引き続き在宅歯科医療連携室と協働で訪問歯科診療の推進に取り組んでまいります。
34	イ	<p>p 40 (5) 歯科口腔保健の推進体制の整備 【課題】 (追加案) ○県が所管する児童相談所の一時保護所(全3か所)において、歯科健康教育や口腔内検査等を実施していますが、政令都市の一時保護所の全ては実施されておられません。誰一人取り残さない健康づくりの展開のために、政令都市と連携をとる必要があります。</p>	C	ご指摘を踏まえ、一時保護所を設置する市と情報交換を行うなど連携してまいります。
35	ウ	<p>p 41 ○施策の方向 (修正案) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が所管する児童相談所の一時保護所(全3か所)において、歯科健康教育や口腔内検査等を実施するとともに、<u>政令都市や関係団体とも連携して虐待に対する取組を推進します。</u> ・県が所管する児童相談所の一時保護所(全3か所)において、歯科健康教育や口腔内検査等を実施していますが、<u>政令都市の一時保護所の全ては実施されておられません。誰一人取り残さない健康づくりの展開のために、政令都市と連携し、県下全ての一時保護所の子どもに歯科保健サービスを提供します。</u> <p>(追加案) 関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県歯科医師会は政令都市含む県下1か所の児童相談所、5か所の児童養護福祉施設で口腔内検査、歯科保健指導を実施していますが、県、市町村、関係団体と連携をとりながら、さらに展開できるように努めます。 	C	ご指摘を踏まえ、一時保護所を設置する市と情報交換を行うなど連携してまいります。

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
36	ウ	p 45 (2) オーラルフレイル対策 ○現状と課題 (追加案) ・オーラルフレイル健口推進員は、オーラルフレイルの予防改善のために、オーラルフレイルのスクリーニング問診票を利用した歯科受診勧奨、栄養などの話題を活動の場とするなどの定着が必要です。 ・オーラルフレイル予防のために嚙ミング30や健口かながわ5か条の推進が必要です。	A	ご指摘を踏まえ、オーラルフレイル健口推進員に取り組んでいただきたい、オーラルフレイル対策に係る内容などについて、具体的な記載を59ページに行いました。
37	ウ	p 45に「オーラルフレイル認知度の目標値」の設定を追加 P45ページではオーラルフレイルに関する認知度の県民歯科保健実態調査からの結果が掲載されています。オーラルフレイルの認知度を上げる必要があることから、目標値の設定をした方が認知度を上げる取組が推進しやすい。	C	オーラルフレイルの認知度については、P46に現状・課題の参考指標として記載しており、継続して評価を行っていきます。
38	ウ	p45○施策と方向 (追加案) ・県は、関係機関と連携し、オーラルフレイル健口推進員に活動の場を提供します。 ・オーラルフレイル予防のために嚙ミング30や健口かながわ5か条の普及啓発をします。	A	ご指摘を踏まえ、オーラルフレイル健口推進員に取り組んでいただきたい、オーラルフレイル対策に係る内容などについて、具体的な記載を59ページに行いました。
39	ウ	p 47 (4) フッ化物応用等 ○施策と方向 (追加案) ・県は、フッ化物応用、特にフッ化物洗口の取組を実施する市町村その他関係機関に対し、必要な支援を行います。	B	P18に県は、市町村等に対する専門的な情報提供や歯科保健に携わる専門職の人材育成等を通じて、フッ化物洗口等のフッ化物応用も含めた、むし歯対策の支援を行う旨を、記載しています。
40	ウ	p 48 (5) 口腔機能の健全な育成及び維持・向上 (追加案) ○現状と課題 ・県民が自ら口腔機能の維持・向上に努めるものとして、嚙ミング30や健口かながわ5か条+3の普及啓発が必要であります。 ・歯科医療機関等は県民のオーラルフレイル予防改善のために、「オーラルフレイル改善プログラム」の地域に定着する必要があります。 ○施策の方向 ・県は、県民自らが取り組むお口の健康を保つための目標として健口かながわ5か条+3がありますが、その中に健口体操、嚙ミング30など口腔機能の獲得・維持・向上の目標があるので、県民に普及啓発をします。 ・県は、歯科医療機関等に対し、県民のオーラルフレイル予防改善のために、「オーラルフレイル改善プログラム」が実施できる人材を養成します。	A	ご指摘を踏まえ、49ページの施策の方向において、県が、健口かながわ5か条+3の普及啓発を通じて、健口体操や嚙ミング30の内容について普及啓発していくことが分かるように記載します。

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
41	ウ	p 49 (6) 県民主体の活動との運動 ○施策の方向 (追加案) ・ 県は、オーラルフレイル健口推進員が自ら活動するだけでなく、関係機関と連携し、活動しやすいように活動の場の機会を設けます。	A	ご指摘を踏まえ、59ページにオーラルフレイル健口推進員が市町村等や関係機関と連携して活動する旨を記載します。
42	ウ	P54 (1) 全身疾患に係る歯科と医科の連携の推進 (追加案) ○現状と課題 ・ 糖尿病医科歯科連携を推進することは糖尿病未病改善につながることから、医科と歯科との連携が必要です。 ○施策の方向 ・ 歯科検診等で、糖尿病リスク検査等を行い、医科と歯科が連携し対応することで、糖尿病の発症・重症化予防ができることから、糖尿病の発症・重症化予防を推進して行く上で、医科と歯科との連携を支援します。	A	ご指摘を踏まえ、55ページに糖尿病患者も含め、県民に対して、歯周病等の歯科疾患と糖尿病等をはじめとする全身疾患の関係性について、正しい知識の普及啓発情報提供を十分に行うこと等を通じて、医科歯科連携を推進することを記載します。
43	ウ	p 57 5人材育成 (追加案) ○現状と課題 ・ 誤嚥性肺炎等の予防、口から食べることによる生活の質の確保のために、オーラルフレイルに対応できる歯科医師が求められ、口腔機能の虚弱を早期に把握し、回復させる「オーラルフレイル改善プログラム」を地域に定着させる必要があります。 ・ 基本方向である「誰一人取り残さない健康づくりの展開」より、圏域3か所の一時保護がある児童相談所だけでなく政令都市や保健所設置政令市など県下の児童相談所で歯科検診、歯科保健指導が必要です。 ・ オーラルフレイル該当者の増加が予想され、県民の需要に対してオーラルフレイルに対応できる医療機関数を増す必要があります。 ○施策と方向 ・ 口腔機能の虚弱を早期に把握し、回復させる「オーラルフレイル改善プログラム」を地域に定着させる必要があり、歯科医師をはじめとする歯科保健・医療に関わる専門職に対して、オーラルフレイル対策に関わる研修会を実施するとともに、オーラルフレイルに対応できる人材を育成します。 ・ 県下の一時保護がある児童相談所で歯科検診、歯科保健指導ができるように、政令都市や保健所設置政令市と連携し、また、歯科医師会等関係機関と連携し、支援を行います。 ・ 歯科医師会等関係機関は、オーラルフレイルに関する相談に対応できる医療機関を増やすべく歯科医師、歯科衛生士、関係医療機関等に必要な知識及び技術等に関する研修会を行います。	B	33ページにおいて、県は、関係機関、関係団体及び大学と連携して、「オーラルフレイル改善プログラム」を含め口腔機能の維持・向上等に関する研修を行う旨を記載しています。

整理番号	内容区分	意見概要	反映区分	県の考え方
44	ウ	p 63 指標の「口腔機能の育成に関する事業を実施する市町村数」は、目標：歯の喪失防止ではなく、目標：口腔機能の獲得・維持・向上ではないか。	A	ご指摘を踏まえ、修正します。
45	ウ	p 65 指標の追加案 ・学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合 ・オーラルフレイルの目標値を設定	B	指標としては、既にフッ化物応用については、「15歳未満でフッ化物応用の経験がある者の割合」オーラルフレイルについては「オーラルフレイル健口推進員の養成数」を設定しています。
46	オ	用語解説が見にくいので、50音順とかにしたらどうでしょうか。	A	ご指摘を踏まえ、第1次計画同様、用語解説は50音順にします。